

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成15年10月14日

内閣総理大臣 殿

綾部市長 四方 八洲男

平成15年5月23日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画（綾部市農村交流促進特区）について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

- 1 変更事項
 - 4 構造改革特別区域の特性
 - 5 構造改革特別区域の意義
 - 6 構造改革特別区域計画の目標
 - 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
 - 8 特定事業の名称

- 2 変更事項の内容
別表のとおり（別紙1006の追加を含む）

(別表)

新	旧
<p>4 構造改革特別区域の特性 (略)</p> <p>都市と農村の交流及び就農支援</p> <p>今後居住人口のみを重要視した地域振興施策は限界があるとの認識の下に、交流人口やIターンの促進による地域振興を図るための施策を実施してきた。</p> <p>従来から、綾部市内において各種の都市農村交流に取り組み、一定の実績を積み、活動の中から市民との協働による自主的な交流基盤、交流組織も立ち上げ、大きな成果を挙げている。</p> <p><u>また、担い手対策や新規就農支援対策も、「農用地利用権設定事業(農業経営基盤強化促進法、担い手農家育成助成金事業、経営規模拡大農家奨励金交付事業)」に取り組むとともに、京都府の事業である「担い手養成実践農場整備支援事業」にも積極的に取り組み、昨年度末から今年度にかけて2人の新規就農者が地域の担い手農業者の後継者として地域の支援を受けながら実践農場により体験を積み重ね、新たな担い手として出発しようとしている。</u></p> <p>今後の方向 (略)</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性 (略)</p> <p>都市と農村の交流</p> <p>今後居住人口のみを重要視した地域振興施策は限界があるとの認識の下に、交流人口やIターンの促進による地域振興を図るための施策を実施してきた。</p> <p>従来から、綾部市内において各種の都市農村交流に取り組み、一定の実績を積み、活動の中から市民との協働による自主的な交流基盤、交流組織も立ち上げ、大きな成果を挙げている。</p> <p>(略)</p> <p>今後の方向 (略)</p>

5 構造改革特別区域の意義

綾部市では、地域住民の継続的な努力により豊かな農地や里山空間が守られて来た。しかし、過疎化・高齢化の進行に伴い遊休農地・荒廃農地が増加し保全維持に大きな課題が生じている。

農山村地域が持つ多面的機能を維持し守っていくことは本市の使命であり、農業基盤整備事業のほか農村体験、交流促進など各種の取り組みを市と「里山ねっと・あやべ」、地域住民などが連携し進めてきた。

本市の観光入込み客は、伝統産業である黒谷和紙の振興、自然休養村事業による交流研修施設の活用、市が掘削・整備したあやべ温泉への入り込みなどによって、平成4年、約176,000人であった観光入込み客は平成10年、約394,000人に増加した。

「里山ねっと・あやべ」のグリーンツーリズムなどの取り組みによって増加傾向にあるものの、平成14年の入込み客は約401,000人であり増加の傾向は鈍化してきている。

課題解決のためのこうした取り組みの成果として都市住民の農村部への入り込みは徐々に増加し、観光入込み客全体を押し上げてはいるが、都市住民のニーズに応え、地域を活性化するにはほど遠い現状である。

こうした現状を克服し、抜本的解決に向けて新たな事業

5 構造改革特別区域の意義

綾部市では、地域住民の継続的な努力により豊かな農地や里山空間が守られて来た。しかし、過疎化・高齢化の進行に伴い遊休農地・荒廃農地が増加し保全維持に大きな課題が生じている。

農山村地域が持つ多面的機能を維持し守っていくことは本市の使命であり、農業基盤整備事業のほか農村体験、交流促進など各種の取り組みを市と「里山ねっと・あやべ」、地域住民などが連携し進めてきた。

本市の観光入込み客は、伝統産業である黒谷和紙の振興、自然休養村事業による交流研修施設の活用、市が掘削・整備したあやべ温泉への入り込みなどによって、平成4年、約176,000人であった観光入込み客は平成10年、約394,000人に増加した。

「里山ねっと・あやべ」のグリーンツーリズムなどの取り組みによって増加傾向にあるものの、平成14年の入込み客は約401,000人であり増加の傾向は鈍化してきている。

課題解決のためのこうした取り組みの成果として都市住民の農村部への入り込みは徐々に増加し、観光入込み客全体を押し上げてはいるが、都市住民のニーズに応え、地域を活性化するにはほど遠い現状である。

こうした現状を克服し、抜本的解決に向けて新たな事業

を起こす必要性が、今、求められている。

このためには、特に都市農村交流を通じて都市住民の受け入れを目指す取り組みが有効であり、農家民宿にかかる諸規制の緩和、市民農園の開設主体の拡大などによって都市農村交流を強力に推進し、特例措置による交流人口の拡大による地域活性化を図ることとした。

加えて、農地取得後の下限面積の緩和により、新たな就農希望者が農業経営に参画しやすい状況を整え、現在整備中の農村住宅地の購入者のスムーズな営農開始につなぐと共に、アグリフレンドの会員を中心とする他の就農希望者にも農業技術の習得、地域での生活上の規範の共有化を図りつつ新規参入を図り、遊休・荒廃農地の解消を促進し、農業・農村の振興を図る。

市民農園の新規開設については、交流人口の拡大に資するほか、現在、増加傾向にある遊休・荒廃農地を有効に活用することにより農地の遊休化・荒廃化に歯止めをかけ減少させる。

(略)

6 構造改革特別区域計画の目標

農家民宿にかかる諸規制の緩和、市民農園の開設主体の拡大などによって都市農村交流を強力に推進することによりより、新たな経済活動を創出し、農村地域である構造改革特別区域全体の活性化を図る。

を起こす必要性が、今、求められている。

このためには、特に都市農村交流を通じて都市住民の受け入れを目指す取り組みが有効であり、農家民宿にかかる諸規制の緩和、市民農園の開設主体の拡大などによって都市農村交流を強力に推進し、特例措置による交流人口の拡大による地域活性化を図ろうとするものである。

市民農園の新規開設については、交流人口の拡大に資するほか、現在、増加傾向にある遊休・荒廃農地を有効に活用することにより農地の遊休化・荒廃化に歯止めをかけ減少させる。

(略)

6 構造改革特別区域計画の目標

農家民宿にかかる諸規制の緩和、市民農園の開設主体の拡大などによって都市農村交流を強力に推進することによりより、新たな経済活動を創出し、農村地域である構造改革特別区域全体の活性化を図る。

個別の計画では、規制緩和により農家等が民宿経営を行うことが可能となり、農家民宿起業農家の新たな所得増加を図るのみならず、食材の調達に伴う農産物等の需要を創出し、地産地消を促進し農業を振興するとともに地元商業への新たな需要の創出、地域雇用の創出を図る。

なお、農家民宿の実施に当たって、平成15年度は中上林地区で特に意欲ある農家1戸で実施する計画である。

平成16年度以降については里山ねっと・あやべの中心的活動区域である豊里地区や都市と農村の交流事業に取り組む市民組織「むさくさ会」の活動拠点である口上林地区においては取り組みの意欲も高く、早い時期に実施できる見込みであり、中上林地区とあわせた3地区を重点地区としつつ周辺地区を巻き込みながら農家民宿起業を推進する。

また、市民農園開設主体の拡大によって市民農園を開設することにより遊休農地等の有効活用を図り、開設農家等に貸付及び指導、管理受託に伴う新たな所得をもたらすことができる。

市民農園は、市街地近接地区（綾部、中筋、吉美、西八田、地区）については、本市に在住する市民も視野に入れた市民農園とし、口上林、豊里地区については推進中の都市農村交流事業の対象者を中心に展開、物部、志賀郷、山家地区については米・野菜等の直販農家と都市住民とのつ

個別の計画では、規制緩和により農家等が民宿経営を行うことが可能となり、農家民宿起業農家の新たな所得増加を図るのみならず、食材の調達に伴う農産物等の需要を創出し、地産地消を促進し農業を振興するとともに地元商業への新たな需要の創出、地域雇用の創出を図る。

なお、農家民宿の実施に当たって、平成15年度は中上林地区で特に意欲ある農家1戸で実施する計画である。

平成16年度以降については里山ねっと・あやべの中心的活動区域である豊里地区や都市と農村の交流事業に取り組む市民組織「むさくさ会」の活動拠点である口上林地区においては取り組みの意欲も高く、早い時期に実施できる見込みであり、中上林地区とあわせた3地区を重点地区としつつ周辺地区を巻き込みながら農家民宿起業を推進する。

また、市民農園開設主体の拡大によって市民農園を開設することにより遊休農地等の有効活用を図り、開設農家等に貸付及び指導、管理受託に伴う新たな所得をもたらすことができる。

市民農園は、市街地近接地区（綾部、中筋、吉美、西八田、地区）については、本市に在住する市民も視野に入れた市民農園とし、口上林、豊里地区については推進中の都市農村交流事業の対象者を中心に展開、物部、志賀郷、山家地区については米・野菜等の直販農家と都市住民とのつなが

ながりを活用した募集及び利用形態とし、東八田、中上林、奥上林地区については、黒谷和紙、自然休養村管理センター、あやべ温泉等既存の交流資源との有機的な連携による交流拡大を目指す。

また、農地取得後の下限面積の緩和措置により、新規参入農家の経営開始に伴う遊休・荒廃農地の解消と生産拡大による経済効果を創出する。

また、近い将来においてアグリフレンドの会員の中からの新規就農者も含め、経営拡大を逐次進め、目標年次の計画を遊休農地解消面積9.0haとする。

こうした都市と農村の交流事業をさらに加速化させるために、特例措置による農用地利用や農村起業に対する柔軟な対応を進め、農業・農村の活性化を図るとともに、来訪者の需要の動向に即した生産体制の確立を図り、水稲作りに傾斜した生産組織の再編をはじめ、土地利用の多様化を進め、農地の効率的利用の促進を図るとともに、綾部市の農村資源を活用した交流促進と地域活性化を強力に推進する。

・農家民宿の新規開業目標

平成19年度末農家民宿数 20戸

・市民農園開設目標

平成19年度末市民農園開設面積 3.6ha(12戸)

・新規就農者目標

りを活用した募集及び利用形態とし、東八田、中上林、奥上林地区については、黒谷和紙、自然休養村管理センター、あやべ温泉等既存の交流資源との有機的な連携による交流拡大を目指す。

こうした都市と農村の交流事業をさらに加速化させるために、特例措置による農用地利用や農村起業に対する柔軟な対応を進め、農業・農村の活性化を図るとともに、来訪者の需要の動向に即した生産体制の確立を図り、水稲作りに傾斜した生産組織の再編をはじめ、土地利用の多様化を進め、農地の効率的利用の促進を図るとともに、綾部市の農村資源を活用した交流促進と地域活性化を強力に推進する。

・農家民宿の新規開業目標

平成19年度末農家民宿数 20戸

・市民農園開設目標

平成19年度末市民農園開設面積 3.6ha(12戸)

なお、今回の特例措置に加え農村定住住宅地整備事業(15区画)、都市農村交流事業、農業経営基盤強化促進法による利用権設定など、遊休・荒廃農地解消に向けた事業を実施する。

平成19年度末新規就農者数 30戸

なお、今回の特例措置に加え農村定住住宅地整備事業(15区画)、都市農村交流事業、農業経営基盤強化促進法による利用権設定など、遊休・荒廃農地解消に向けた事業を実施する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

計画の実施により、都市と農村の交流や新規就農者の定住が促進・拡大する中で、農家等が民宿経営を行うことが可能となると同時に、市民農園開設主体の拡大により当該農家が新たな収入を得ることができ、新規就農者の農業経営への参入により農業生産額の増大が図れる。

民宿経営の起業並びに農家等による市民農園の開設により市民農園実施農家の所得増加だけにとどまらず、市民農園管理支援農家の所得の増加、食材の調達に伴う農産物等の需要創出による農業者の所得増加、民宿開設に係る施設・設備等の整備、種苗・肥料等の新たな需要の創出により地元商工業者の所得増加、更には、従業員、農園芸指導者等求人の創出による地域雇用の促進など広範な効果が期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

計画の実施により、都市と農村の交流が促進・拡大する中で、農家等が民宿経営を行うことが可能となると同時に、市民農園開設主体の拡大により当該農家が新たな収入を得ることができる。

民宿経営の起業並びに農家等による市民農園の開設により市民農園実施農家の所得増加だけにとどまらず、市民農園管理支援農家の所得の増加、食材の調達に伴う農産物等の需要創出による農業者の所得増加、民宿開設に係る施設・設備等の整備、種苗・肥料等の新たな需要の創出により地元商工業者の所得増加、更には、従業員、農園芸指導者等求人の創出による地域雇用の促進など広範な効果が期待できる。

都市農村交流事業の進展による効果

農家民宿経営の起業及び市民農園の開設による交流促進の進展とあわせて実施する都市農村交流事業によっても新たな経済的効果の発現が期待される。

構造改革特別区域計画による市民農園の交流人口11,500人、農家民宿にかかる交流人口が1,600人と見込まれ、さらにその相乗効果により現在の交流人口も3,000人程度に増加することが見込めることから、交流人口は、関連事業とあわせ年間約16,000人程度となる。

また、新規就農者の生産活動により遊休・荒廃農地の解消及び農業粗生産額の増加が見込めることとなる。関連するおもな経済的効果は次のとおりとなる。

事 項	対 象	経済的効果(千円)	備 考
農産物等需要創出	16,000人	8,000	農産物・肥料・種苗等
施設・設備整備	20戸	20,000	農家民宿開業による
地域雇用の創出	44人	13,000	農家民宿手伝い 市民農園管理等

都市農村交流事業の進展による効果

農家民宿経営の起業及び市民農園の開設による交流促進の進展とあわせて実施する都市農村交流事業によっても新たな経済的効果の発現が期待される。

構造改革特別区域計画による市民農園の交流人口11,500人、農家民宿にかかる交流人口が1,600人と見込まれ、さらにその相乗効果により現在の交流人口も3,000人程度に増加することが見込めることから、交流人口は、関連事業とあわせ年間約16,000人程度となり、関連するおもな経済的効果は次のとおりとなる。

事 項	対 象	経済的効果(千円)	備 考
農産物等需要創出	16,000人	8,000	農産物・肥料・種苗等
施設・設備整備	20戸	20,000	農家民宿開業による
地域雇用の創出	44人	13,000	農家民宿手伝い 市民農園管理等

農業粗生産額の増加	30戸	30,000	遊休農地利用分		
(略)				(略)	
<p>遊休・荒廃農地の解消</p> <p>市民農園の開設及び新規就農の実現により、遊休・荒廃農地の解消を図る。</p> <p>市民農園は、初年度交流実績のある2地区(豊里、口上林)で開設し計画期間内には12地区すべてにおいて開設することとする。</p> <p>また、新規就農者が経営する農地として遊休・荒廃農地を提供することとする。</p> <p style="text-align: right;">単位 ha</p>				<p>遊休・荒廃農地の解消</p> <p>市民農園の開設により、遊休・荒廃農地の解消を図る。</p> <p>初年度は、交流実績のある2地区(豊里、口上林)で開設し計画期間内には12地区すべてにおいて開設することとする。</p> <p style="text-align: right;">単位 ha</p>	
遊休・荒廃農地	148	265	260	233	平成7年センサス数値基準
特別区域内解消面積	-	-	4.4	19.8	農業経営基盤強化促進法及び新規就農事業等による
遊休・荒廃農地	148	265	260	241	平成7年センサス数値基準
特別区域内解消面積	-	-	4.4	19.8	農業経営基盤強化促進法及び新規就農事業等による

市民農園 による解 消面積 (目標)	-	-	0.6	3.6		市民農園 による解 消面積 (目標)	-	-	0.6	3.6	
新規就農 者による 解消面積 (目標)	-	-	-	9.0	下限面積 の緩和に よる新規 就農分	(略)					
8 特定事業の名称 (1) 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業 (2) 地方公共団体及び農業協同組合以外のものによる特定農地貸付事業 (3) 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業						8 特定事業の名称 (1) 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業 (2) 地方公共団体及び農業協同組合以外のものによる特定農地貸付事業					
9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 (略)						9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 (略)					

<p>就農支援組織アグリフレンドの設立</p> <p>新規就農者を始め本市に農地を求め就農しようとする都市生活者等の農業技術、生活支援のための研修講座や地域住民との交流のため就農支援組織アグリフレンドを設立（11月設立予定）。</p> <p>担い手養成実践農場整備支援事業</p> <p>新規就農を目指す者が30アール程度の耕地を借り受け、地域の指導者の指導や支援を受けながら2年間の実践研修を受け円滑な就農が可能となるよう支援する。</p>	
<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称</p> <p>1006</p> <p>農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>旧山家村、旧口上林村、旧中上林村、旧奥上林村の農地等の権利を取得する者</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</p> <p>認定を受けた日</p>	

4 特定事業の内容

綾部市域の内において特に高齢化や遊休・耕作放棄地が目立つ旧山家村、旧口上林村、旧中上林村、旧奥上林村において適用されている農地の権利取得後の下限面積要件（旧山家村・旧奥上林村30アール、旧口上林村・旧中上林村40アール）を引き下げる特例措置の適用を受け、新たに農地の権利を取得する者が、特別区域計画の認定を受けた日から諸準備を経た後、農地を取得し営農を開始しようとするもの。

5 当該規制の特例措置の内容

過疎化・高齢化の進行により農業の担い手が不足し、農地の保全が困難になり、今回特例措置の適用区域内の遊休・荒廃農地は、平成7年時41.79haであったものが平成12年には87.57haと5年間で45.78ha増加（1.9倍）している。

遊休農地の増加が進む中、これらを食い止め農地を保全・活用し農産物の生産振興を図り、農村を維持していくためには、外部から（都市住民）の受け入れを通じた取り組みを行い、地域の活性化を促すことが必要不可欠になっている。

また、本市農村地域の高齢化は著しく、本市が京都府内において高齢化率の高い市（府内で2番目の高齢化率28.8パーセント）であることに加え、農村地域（旧村部（旧綾部町を除く11か村））においては35.4パーセントの高齢

化率となっている。農業従事者にいたっては平成2年に52.7パーセントであったものが、平成12年に79.6パーセントとなり高齢者しかいないといった状況にある。

なかでも、今回申請する区域（旧山家村、旧口上林村、旧中上林村、旧奥上林村）にあつては、平成12年の高齢化率は42.8パーセント、農業従事者に占める高齢者の割合は79.8パーセントと危機的状況にある。

今回申請する区域の農地取得後の下限面積は旧山家村、旧奥上林村が30アール、旧口上林村、旧中上林村が40アールであるが、今回一律10アールに緩和することとしたい。

特例措置を受け、下限面積を10アールとした場合において、当地域の営農の状況から見て「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれ」は極めて少ないと考え申請するものです。

当該地域にあつては平均耕作面積61.78アールと小規模な営農が継続されており、農地の形状も3地区を貫流する上林川流域以外は谷間の狭小な農地を利用した営農が続けられている。

作物も、水稻を中心にピーマンなどの鳥獣害の少ない作物を小規模に作付けされている地域がほとんどである。

また、担い手認定農家も綾部市全体で54人（地域認定農業者を含む）であるが、当該地域では14人しかいない状況であり、その内規模拡大を認定計画に掲げるものは6人だけ

となっている。

担い手自体の高齢化も進む当地域にあっては、特例措置の適用を受けたとしても、地域の担い手への影響や集団的な営農活動に対する懸念は極めて少ないと考える。

むしろ、今回の特例措置により新規就農者を受け入れ、地域の活性化を図り農地を保全しながら生産振興に繋げていくことの方が地域の活性化や農業の振興に資する。

本申請は、計画中の農村住宅地整備事業の完成後、新規就農希望者に宅地を分譲し新規就農者の就農条件の整備を図るとともにアグリフレンドの就農支援事業（農業技術研修等）等により本市で就農を希望することとなるIターン者等に就農しやすい条件整備の一つとして行うもので、平成16年度早々には少なくとも1名が制度を活用して農地を取得するとともに、農村住宅地の購入者にも随時農地を取得させ、平成19年度中には30人程度の新規就農者を確保することとしたい。